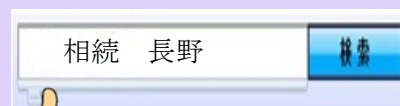


相・続・通・信 第33号



相続手続支援センター® 平成 27 年 11 月

HP も是非ご覧ください！



「相続」「長野」で検索



◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

相続セミナー『相続税増税と財産管理』～財産の渡し方・残し方～

『無料相続個別相談会』



日増しに寒さが加わってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？さて、当センターでは、12月5日(土)に「相続セミナー 相続税増税と財産管理」、12月8日(火)に「無料相続個別相談会」を須坂市技術情報センターで開催いたします。

相続セミナーでは今年1月より改正された相続税について、改正前と比べてどのくらいの増税になったのか？今後どんな対策をすればよいか？など相続税の改正の背景から、具体的な対策まで税理士の講師を呼んでお話しします。

また無料個別相談会では相続税だけではなく、具体的な手続き方法や遺言書作成をご検討されている方など相続に関するご相談、ご質問にアドバイスさせていただきます。ぜひこの機会にご利用ください。

セミナーと個別相談会の参加費は無料ですが、どちらも予約制となっております。セミナーのみ参加希望・相談会のみ参加希望・両方へ参加希望、いずれの場合も下記までご連絡下さい。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

相続セミナー

日 時：平成 27 年 12 月 5 日 (土)
午後 14 : 15 ~ 16 : 15
(開場 14 : 00)
場 所：須坂市技術情報センター
セミナールーム
定 員：20 名 (予約制)
持 ち 物：筆記用具
講 師：税理士法人 成迫会計事務所
税理士 北原 正明

個別相談会

日 時：平成 27 年 12 月 8 日 (火)
午後 13 : 00 ~ 16 : 00
(ご相談は 1 組約 60 分程度)
場 所：須坂市技術情報センター
セミナールーム
定 員：先着 6 名 (予約制)

※ 当日は相続手続支援センターのスタッフが相談をお受けします。(税理士はおりません)
※ 相談日にご都合が悪い方については、来社または訪問にて無料相談を行っておりますので、ご希望の方はご連絡ください。

申込先
受付時間は
こちらです！



相続手続支援センター®長野駅前店

0120-49-1322

受付時間 (月～金) 9 : 00 ~ 17 : 30



相続手続支援センター®

～相続の現場から～

保証人の地位も相続される



父が亡くなり相続が発生。財産調査をした結果、特に債務もなかったので相続人全員で財産分けをしてから10年後、突然金融機関から債務の弁済の通知が届きました。

金融機関に確認したところ、父は生前、友人が経営する会社の借入において「保証人」になっていたのです。債務者である友人は自己破産をしたとのことで保証人の父のところへ請求がきましたが、すでに亡くなっていたため、相続人のところへ通知が届いたというわけです。

相続はプラスの財産もマイナスの財産も引き継ぎます。そのため亡くなった人の「保証人としての地位」も相続することになります。

債務者自身が弁済している間は保証人には連絡が来ないため、相続が発生してから数年後に連絡があり初めて被相続人（亡くなった人）が保証人になっていたことを知るというケースも。

第三者の保証人になっていることはご本人しか知り得ませんので、ご自身が保証人になっている場合はご家族にしっかりとお伝えしておきましょう。

生前に伝えるのはちょっと・・・という方は、エンディングノートをご活用ください。弊社オリジナルエンディングノートも販売しております。ぜひお問い合わせください。



相続“豆”知識

遺言を作成しておいた方が良いケースとは？

ご相談を伺っている中で、「遺言を作成しておけばこんなにも苦勞することなかったのに・・・」とすることが多々あります。では、どういう場合に、遺言を作成しておいた方がよいのでしょうか？

- ◇ 相続人の中に、認知症の方・行方不明の方・未成年の方がいる
・・・遺言がない場合は、家庭裁判所の手続きを経る必要があります。
- ◇ 自分には子・孫がいないため、兄弟姉妹が相続人となる
・・・自分の配偶者と自分の兄弟姉妹が相続人となるため、スムーズにいかないケースが多いです。
- ◇ 相続人同士が仲良くないため、もめる可能性がある
・・・もめてしまいますと手続きを進めることができません。家庭裁判所にお世話になる可能性も。
- ◇ 相続人以外の人に財産を渡したい or 寄付したい
・・・遺言がないと相続人以外に渡すことができません。
- ◇ 特定の相続人に財産を相続させたい or 相続させたくない
・・・特定の誰かに渡したいという希望を叶えるためには、遺言があると安心です。



家族関係やお持ちの財産によって様々な対策方法・準備方法があります。もちろん、遺言だけが解決策ではありませんが、この季節、風邪予防だけでなく“争族予防”もご検討ください。

12月8日の個別相談日以外でも初回相談（訪問可）はいつでも無料でおこなっておりますので、お気軽にご連絡ください。お待ちしております。